



# EAnetwork

明日からG.Wに突入です。最長で10日間の休暇となる方は、一月の約3分の1にあたります。長いですね。休暇という熟語は休んで暇という文字からしても、日本人は休み方が下手である、というのを最近耳にしました。その点欧米では休むために働くのだそうです。日本人は働くために休むらしいです。納得です。

## ☆ Environmental column ☆

「国民の安全を守る」ということ

－PSEから考える安全について－

最近になって、坂本龍一さんまでもが激怒しているのが、PSEについてはご存知の方も多いことでしょう。PSEはProduct Safety Electrical Appliance and Materialの略です。要するに、2001年4月に施行された電気用品安全法によって、電気用品の安全性を確保する法律です。施行に当たって猶予期間が電気製品ごとに設定されていますが、最も短い5年の猶予期間が2006年3月末で終わり、該当する電気製品がPSEマークを取得しないと販売できなくなりました。電気製品の安全性を確保するという事は、使用者、つまり国民の安全を確保することであり、歓迎すべきことと考えます。

しかし、PSEが問題になっているのは、中古の電気製品もPSEマークを取得しないと販売できないということに、多くの異議があるという点です。PSEマークは安全を保証するものかもしれませんが、PSEマークがないことが安全ではないと決めることでもないと思います。現在はリサイクル品が社会的に認知されており、中古品とは、寿命が短くなったもの、故障の確率が高くなったものであることを、売る側も買う側も承知しているはずで、そのためには正しい情報を、買う側が納得できるように、売る側が提供することが必要です。

小淵首相の時代になって“チャイルドシート”の着用が法律で義務付けられました。確かにチャイルドシートは車に乗っている子供の安全を守るためには効果があります。現在では当然のこのように広く普及していますが、法律が出来たことでチャイルドシートの安全性が広く周知されたことは間違いありません。しかし、チャイルドシートの使用は法律で義務付けられているからではなく、安全を確保するために必要であるから使われているのだと思います。国が期待されていることはチャイルドシートの安全性を保証して周知させることなのではないでしょうか。

PSEについては、国民への周知徹底が不十分で、突然沸いたような印象を与えたことが、行政としての反省点かと思えます。しかし、中古品を排除しようとする圧力が働いたとさえ思えるような状況が、社会のPSEの受入れ拒否を後押ししたのではないのでしょうか。結局、経済産業省も折衷案として当座はレンタルとして認める、というようなところに落ち着きました。中古品という理由でPSEの適用から除外するのではなく、中古品にもPSEが簡単に\*(注)適用できるようになれば、社会がPSEを受け入れることになると思います。

国が行うことは、チャイルドシートやPSEのような安全な製品の情報を、責任を持って広く周知徹底することであると考えます。国には、一人ひとりの安全とともに、国全体の安全を守る使命があると考え、期待しています。

\*(中古電気用品の販売業者などがPSEマークを付するには、電気用品安全法上の自主検査を行う必要がある。)

## 土壤汚染リスク調査における地図解析のポイント(その10)

### 土壤汚染問題における油汚染の取扱い

土壤汚染の汚染源を大別すると、一般的には表-1に示すように、①重金属、②揮発性有機化合物(VOCs)、③PCB、④農薬、⑤鉱物油、⑥ダイオキシン類、の6種類が対象とされている。この内、①~④については、土壤環境基準〔H3 制定、但し、VOCs は H6 に追加、ほう素・ふっ素は H13 に追加〕に設定されるとともに、土壤汚染対策法〔H15 施行〕の特定有害物質として規定〔但し、重金属について土壤含有量基準が土壤環境基準に追加〕され、自治体の土壤汚染対策に関する条例等でも概ね同等の物質が規定されている。

表-1 土壤汚染の汚染源の種類と対策規定例

No.	汚染源の種類		汚染対策規定等	環境基準有無
①	重金属	カドミウム(Cd)およびその化合物、六価クロム(Cr <sup>6+</sup> )化合物、シアン(CN)化合物、水銀(Hg)及びその化合物、アルキル水銀、セレン(Se)及びその化合物、鉛(Pb)及びその化合物、砒素(As)及びその化合物、ふっ素(F)及びその化合物、ほう素(B)及びその化合物	土壤汚染対策法(H15)	あり(H3)
②	揮発性有機化合物(VOCs)	四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン(VDC)、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,3-ジクロロプロペン、ジクロロメタン(DCM)、テトラクロロエチレン(PCE)、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、トリクロロエチレン(TCE)、ベンゼン		
③	PCB	ポリ塩素化ビフェニル(PCB)		
④	農薬	シマジン、チラウム、チオベンカルブ、有機リン化合物		
⑤	鉱物油	潤滑油、重油、軽油、灯油、ガソリン	油汚染対策ガイドライン(H18)	なし
⑥	ダイオキシン類	ポリ塩化ジベンゾフラン(PCDF)、ポリ塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシン(PCDD)、コプラナーポリ塩化ビフェニル(コプラナーPCB、ダイオキシン様 PCB)	ダイオキシン類対策特別措置法(H12)	あり(H14)

⑥のダイオキシン類については上記の土壤環境基準や土壤汚染対策法、等とは別に、ダイオキシン類による土壤汚染に関わる環境基準〔H12 制定〕と、ダイオキシン類対策特別措置法(H11 制定)で規定され、運用上も別扱いとなっている。

⑤の鉱物油については、廃棄物処理法や排水基準では規定されていたが、土壤汚染問題においては、土壤環境基準や土壤汚染対策法の枠内では、直接には、油を汚染源物質の項目として取り上げられておらず、鉱物油に含まれるベンゼンによってのみ間接的に評価し対応してきたのが法・規制の観点での実情であった〔但し、東京都大田区の土壤汚染防止指導要綱では、汚染物質の1つに鉱物油が取り上げられている〕。しかし、油が漏洩した地盤では油膜や油臭があり、社会通念上無視できないことから、土地取引等における現場の実態としては、慣習的に『油汚染』を土壤汚染の1項

目として認識されてきたが、その対応方法はまちまちであった。これに対して、平成 18 年 3 月に環境省から『油汚染対策ガイドラインー 鉱油類を含む土壤に起因する油臭・油膜問題への土地所有者等による対応の考え方ー』が制定公表され、『油汚染問題』に対する、関係者間の合意形成に活用できるものと期待される。

なお、土壤汚染のための地歴調査(土地利用履歴調査)では、今まで、環境基準のあるダイオキシン類は対象とせず、環境基準や土壤汚染対策法の対象外であった鉱物油を、慣用的に土壤汚染源物質の対象項目として取り扱ってきた背景には、ダイオキシン類は、主に大気中に飛散した浮遊物の降塵もしくは焼却灰の埋立廃棄によって、土壤汚染に至るという汚染メカニズムの構造から、業種や土地利用で評価する地歴調査には馴染まないという側面があり、一方、鉱物油については、ガソリンスタンド、自動車整備工場、金属加工工場等における過去の土壤汚染事例で、重金属、VOCs、等の汚染源物質と類似の汚染メカニズム〔例えば、作業工程や保管時の漏洩や汚染器材の洗浄時流出等〕が確認されており、業種や土地利用で評価する地歴調査でのリスク評価が有効であることが実証されてきたという実態がある。

今後、油汚染対策でのベースとなるものと見られる『環境省編：油汚染対策ガイドラインー 鉱油類を含む土壤に起因する油臭・油膜問題への土地所有者等による対応の考え方ー，2006.3.』の要点を以下に列記する。

- 1) ガイドラインの目的：下記『油汚染問題』が生じている時に、土地の所有者等(管理者・占有者)が、その土地においてとるべき方策の考え方をまとめたもの。
- 2) ガイドラインの位置づけ：規制が目的ではなく、あくまでも『油汚染問題』の解決、即ち、油臭や油膜の存在による生活環境保全上の支障を除去・解消することを目的としたもの。
- 3) 『油汚染問題』とは：『鉱油類を含む土壤に起因して、その土壤が存在する土地(その土地にある井戸の水や、池・水路等の水を含む)において、その土地またはその土地を使用している又は使用しようとするものに油臭や油膜による生活環境保全上の支障を生じさせていること』をいう。
- 4) 対象とする油の範囲：アスファルトを除く石油系の『鉱物油』が対象で、『動植物油』は対象外としている。
- 5) 対象とする土地や契機：一般的な工場・事業場の敷地や市街地を想定したもので、線路・道路等の施設やタンクローリー転倒事故、水道管や下水管への油浸入は対象としない。消防法や水質汚濁防止法の対象外での『油汚染問題』が対象となる。
- 6) 汚染の把握方法：人の感覚(嗅覚、視覚)を基本とし、土壤分析〔TPH：全石油系炭化水素〕による方法は、関係者の共通理解を得るための補完手段としている。

参考文献】環境省編：油汚染対策ガイドライン，2006.3.

〔環境省 Web-Site からダウンロード可： <http://www.env.go.jp/water/dojo/oil/index.html>〕

[アースアプレイザル 技術顧問 中村 裕昭](#)〔技術士：建設部門〕

## ☆土壤汚染対策法第5条第1項に基づく指定区域、現在の状況☆

2006 年 4 月 15 日現在、土壤汚染対策法第 5 条第 1 項に基づく指定区域が全国で 57 カ所になっています。また、過去に指定され一部解除されている地域は、7 ヶ所、解除が 50 カ所になっております。環境省 HP <http://www.env.go.jp/water/dojo/sekou/shitei.html>  
環境所 HP は、毎月 15 日頃更新されます。

今回のEAnetworkいかがでしたでしょうか。このニュースレターへの感想や土壌汚染に関するご質問など、お気軽にFax またはnews@earth-app.co.jpまでご連絡ください。

このEAnetworkは、過去に弊社セミナーにご参加いただいた方及び弊社へ調査のご依頼を頂いたお客様にお送りしております。以後メーリングリストでの配信希望の方は、下記にチェックの上FAXにてご返送、またはnews@earth-app.co.jpまでご連絡ください。

弊社の個人情報保護に関する基本方針は、弊社ホームページに掲載しております(<http://www.earth-app.co.jp/privacypolicy.htm>)。個人利用に関して同意いただけない場合、また、今後配信を希望されない方は、お手数ですが同様にご連絡ください。基本方針に基づき、責任を持って登録を削除させていただきます。

株式会社アースアプレイザル

編集者：藤井史枝

伊藤祥子

TEL: 03-5298-2151

FAX 03-3252-5411

会社名

お客様名

次回の配信から、メーリングリストでの配信希望 e-mail:

次回の配信を希望しない

コメント

アースアプレイザルグループおよび業務提携先

札幌アースアプレイザル（北海道）、アースアプレイザルN・E（神奈川）、中央開発・基礎地盤コンサルタンツ・ジオテック・りんかい日産建設・協和地下開発（関東）、アイエーシー（神奈川）、細野建設（長野）、トーエネック・フルエンゲ・東邦地水（中部）、建設基礎調査設計事務所（静岡）、阪神測建（関西）、三協エンジニア（奈良）、エイトコンサルタント（岡山）、復建調査設計（広島）、藤井基礎設計事務所（島根）、日本地研・アースアプレイザル九州（福岡）、リサイクルワン、グリーンフィールドEA（大阪）